

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年7月11日(木)午後2時30分から午後4時41分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 倉澤千巖(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
裁判官 香川礼子(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
裁判官 佐藤卓生(東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
検察官 小池隆(東京地方検察庁立川支部公判担当副部長)
検察官 石川さおり(東京地方検察庁立川支部公判部検事)
検察官 中島泰徳(東京地方検察庁立川支部公判部検事)
弁護士 久保田聡(東京弁護士会所属)
弁護士 廣田智也(第一東京弁護士会所属)
弁護士 秋野達彦(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきたいと思いません。

本日は、皆様たいへんお忙しい中、裁判員経験者意見交換会にお集まりいただきましてありがとうございます。

私は本日、進行役を務めさせていただきます立川支部刑事3部の裁判官の倉澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の皆様には、お忙しい中、しかも今日のような猛暑の中、貴重なお時間を割いてお集まりいただきまして誠にありがとうございました。重ねてお礼申し上げます。

さて、裁判員制度が発足しまして4年余りを経過しまして、当支部でも裁

判員あるいは補充裁判員を経験していただいた方の人数が1,000名を超えるというようなところになりました。事件数で言いますと、130件余りかと思えます。この間、裁判所、検察庁、弁護士会それぞれが、よりよい裁判員裁判の実現に向けてさまざまな工夫とか努力を重ねてきているところではございますけれども、まだまだ理想とするところには遠くて、裁判員の皆様方の熱意であるとか理解力の高さに支えられてこれまでやってこれたのかなと思っております。

その意味で、裁判員経験者の皆様から普段なかなかお聞きできない生の声をお聞きして、そこから今後の改善点に少しでも近づけていくことができればと、そのことが非常に大切なことであると考えております。限られた時間ですけれども、裁判員経験者の皆様からぜひ忌憚のない御意見をお聞きできればと思っております。

これは全く偶然なんですけれども、今回参加していただいた経験者の皆様方の御経験いただいた事件は、すべて事実関係に争いがある事件ばかり、事実が認められている、自白事件というものは1件もない事件、そういうようになっております。経験していただいた事件の中には、責任能力というところが争われた事件、それから精神的な障害が問題となった事件、それから血腫、脳の中にできた血の固まりが暴行によるものなのかどうかというところが問題になったような事件、それから教唆、そそのかす行為というものが成立するかどうかというところが問題になったような事件、さらには不法領得の意思というような、強盗につきまして、そういう財産を取得して使うような意思があったかどうかというのが問題になった事件など、なかなか困難と思われるような事件を、それぞれ御経験していただいたかと思えます。

それぞれの事件の審理とか評議の問題点などは、また後ほど詳しくお聞きすることにいたしまして、まず最初に裁判員を経験していただいたことによる全体的な御感想であるとか、大変だった点、よかった点、それから事前に

予想していたところと随分違ったなと思われるような点，それから経験したということでその後の生活などで何か変化があったかどうか，そういった点につきまして，時間の関係でお一人2分程度ということでお願いしたいと思いますが，まず感想などをお話しいただきたいと思います。

では，順番で，まず1番の方からお願いできますでしょうか。

1番

印象としては，一番最初に入って思ったのが，完全に素人ということだったので，もともと裁判自体も見たこともなかったですし，そういう中できちんと理解できるのかというところが一番不安があったところなんですけど，審理のときのいただいた資料だとかは，普通に一般で生活してるような方が見ても分かりやすいような内容だったので，その部分ではとても驚いたというところも，難しい言葉が余りなかったというところで，分かりやすかったと思いました。

生活に変化があったかというところだと，担当した事件の内容が内容ただけに，加害者の方に外見が似ている人が苦手になってしまったというところですね。

司会者

事件の中身は，コーチが，生徒さんに強制わいせつ行為をしたといった事件だったということですね。

よろしいでしょうか。

2番の方，お願いいたします。

2番

ちょっと緊張しております。こんな雰囲気なら来なければよかったと，ちょっと後悔しているんですけど。

これに選ばれたときに，友人知人の人がかなり興味を持ってくれまして，どうやって選ばれたのかとか，裁判の成り行きですね，そんなことで大変興

味を持ってくれたということです。私は7日間経験したんですけど、やっぱりこれからの人生にとっても、漠然とですけれども、プラスになったなと思っております。

一方で、本当によりよい裁判になったのかということが多少疑問に思います。私たち一般人の知識というのは、裁判官に比べれば全然、劣るものですし、それを同じ9分の1ずつの票数で決めていくということに、これはどうかかなという気持ちもありました。あと、裁判官や事務員の方の負担ですね、かなりこの制度によって負担が高くなったんじゃないかなと。例えば、3日でできるところを、我々のためにというか、1週間とか10日かかったりとか、そういった、これは後で裁判官なんかには本音で聞きたいんですけども、その辺はどうかとは思っております。

ちょっとぐらぐらしたんですけど、以上でございます。

司会者

ありがとうございました。

それでは、3番の方、お願いいたします。

3番

自分が人の人生を左右するような、裁判官とかお医者様にはならないと思って、違う大学を選んできたものですから、裁判員に選ばれて、人の人生を決めるような場に遭遇してしまったことにすごく、とても戸惑いを覚えました。

資料自体はとても分かりやすく、素人にも理解しやすいもので、裁判所の皆様もとても親切だったんですけども、やっぱり被告人の過去のこととか、被害者の人とかを思うと、いろんなことを考えてしまって、今とても本当に何がよくて何が悪いのかと思います。

裁判員を経験してから、割と自分が無口になったかなと思います。

以上です。

司会者者

ありがとうございました。

じゃ，4番の方お願いできますでしょうか。

4番

私，個人的に非常にいい経験だったと思っております。なかなか経験のできることはないのですが，司法という全く私達が考えたこともなかったところに足を踏み入れまして，何か裁判官，それから検察官，弁護士，私達にはちょっと遠いような存在に思っていたのが，選ばれてこういう経験をしまして，専門的な用語だとか，それからいろんなこと，分からないことを知ることになって，結果的に私の今までの発言と，人と接する中で，今後かなり変わったかなと思っております。

どういう点かといいますと，この年になってくると，人からの相談を受けたりとか，いろんなものがある中で，やっぱり考え方，受けとめ方，結論の出し方について変わったような気がします。今後に生かせると思いますので，もう一度経験できることがあれば，したいなと思っております。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

では，5番の方，お願いします。

5番

実は，3・11で，私，何もしなかったんですね。何もしなかったことの後ろめたさがずっとのしかかっておりまして，今回の御通知をいただいて，やはり最初に思ったのは，逃げてはいけないという思いでした。それで，確かにスケジュール的にも厳しかったですし，時間的にも厳しくはありましたが，いい経験をさせていただいたと心から思っております。

ただ，やはり私どもの描いていた裁判と，現実の裁判とのギャップをちょ

っと思い描かせていただきました。人の心の暗部といいましょうか、深部といいましょうか、もしかしたらこれは裁判でも入り込んではいけない領域なのかもしれないということを、今回つくづく感じさせていただきました。もしかしたら、その辺は小説とかの世界でない限り、入ってはいけないものなのかもしれないとちょっと思わせていただきました。

その上に立って、我々のもしかしたら社会生活というのはでき上がっているんだろうなということに、本来、本当にその人の深いところに踏み入れる人、またはチャンスというのは、もしかしたらその人の人生にとって1人が1回か、そのようなものなのかもしれないというのが、偽らざる印象でございました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

6番の方、お願いします。

6番

最初にこの裁判員裁判に出席する前に、自分自身で考えたのは、裁判というのは非常に厳格で、いかめしいもんだろうという感じが非常にしてたんですけど、現実には毎日毎日の裁判の様子を見ていくことによって、かなり生々しいものだ、で、現実が本当にそこに動いていくのだと非常に強く思った感じがしています。

あと終わった後で何か変わったことがあったかという話もあったんですけど、その中では、意外と何もないと。終わってしまえばそれで終わってしまっていると。その辺のところというのは、自分自身で少し、あら、そんなものだったのかなというような感じが現実にはしています。

司会者

ありがとうございました。

では、7番の方、お願いします。

7番

私の担当した事件は殺人だったんですけども、まず感じたことは、裁判官とか検察官、弁護士、ものすごい大変な仕事だと思いました。それに素人の僕達がタッチするのはとっても難しく感じました。ただ、裁判員に当時選ばれたメンバーの中にいろんなタイプの人がいて、相談して結論を出したんですけども、それでもやっぱり私達は、法律の素人だと思うんですね。だから、やっぱり重大な事件は、できれば裁判員裁判にはかけないで、法律の専門家がやっていただきたいと思います。

以上です。

司会者

はい、ありがとうございました。

8番の方、お願いします。

8番

私は、裁判はプライベートな部分では、全然一度も経験したことがなくて、あくまでもテレビのドラマや報道番組なんかで見ただけだったんですけども、実際に裁判員候補になったという通知が来たときに、報道でいろいろと裁判員制度について聞いたんで、私は個人的にはすごいやってみたいなと思いました。ただ、そのやりたいということでも、一応社会人ですので、職場との関係があるので、やはり職場の上司にこういう候補になりました、もし選ばれればこの日からここまで1週間仕事に来られませんとか、同僚にいろいろと話をして、それで初めて、じゃ、とりあえず行ってこいと言われて、なりましたと。裁判官、検察官の方も大変な部分はあると思うんですけど、受ける私たち本人と、本人のいる周りの環境にもすごい影響があるので、その辺の環境づくりをしっかりとしてほしいなと思いました。

あと、実際裁判をやってみて、やはりメディアの影響なのか知りませんけ

ど、どうしてもメディアなんかは証言を得た、何々を聞いたということである。いろいろと事件を報道されるんですけど、実際、素人だからかもしれませんが、証拠として採用されたもの以外は判断してはいけないと裁判官などに言われたときに、すごい私は新鮮というか、変ですけども、衝撃を受けました。裁判って、裁判所の中に出てきた事実だけで、本当に争うんだなという、何か今まで報道に踊らされたというか、その情報でこの事件は、昔、裁判所おかしいよなと、検察おかしいよなと、思ってた自分がちょっと無知だったなと、そう感じてたので、世の中の仕組み、この年になって知ることができて、いい経験だと思います。

機会があれば、またやりたいと思います。

あと、同僚なんかには言ってなかったんですけど、裁判員やったんだって、僕はやりたくないなと彼は言ったんですけど、私は、上辺じゃなくて、一回自分で、先ほど言われましたが、人の運命を決める分、かかわるのはすべて怖いこともありますけど、逆に自分が関わって、うまくなっちゃ困るんですけど、裁かれる側、どんなことに対しても、民事でもないとは言えないので、やっといたらいいよと、彼には言うておきました。

そんな感じです。

司会者

はい、どうもありがとうございました。

既にいろいろと考えなければならぬ問題を多数御指摘いただいたかと思えますけれども、それらはまた審理や評議の問題などをお話しいただきながら、少しずつ考えていきたいと思えます。

では、続いて審理の問題点というところに入らせていただきたいと思います。まず審理においては、検察官あるいは弁護人のほうから冒頭陳述という形でプレゼンテーションみたいなものが行われて、それぞれの立場で今回の事件をどのように見るか、そういう事件の見立てが示されて、そして争点、

裁判員の皆様に判断していただきたい点というところが示されるということに、そういう仕組みになっています。

その段階で、皆さん、問題点が十分理解できたかどうかですね。余りよく分からないままに証拠調べに突入してしまって、混乱したというようなことはなかったでしょうか。それから、また、証拠調べに入った後は、証拠書類の読み上げであるとか、証人尋問、被告人質問といったことが行われます。証拠書類の読み上げがすごく長くて疲れたとか、証人尋問などで意味の分からない質問などが多くて困ったとか、お医者さんの証人尋問も随分あったかと思いますが、専門的なことがなかなか理解しづらいということにはなかったかどうか、そういったあたりをちょっと皆さんからお聞きできればと思いますが。

いろいろな点がありますので、御自由に感じられた点を述べていただければよろしいかと思いますが、では、今度は逆回りをお願いします。

8 番

私、審理についてはすごい大変分かりやすくてできましたというか、検察の方も弁護の方もいろいろとシートというかチャートというか、そういうのを使って説明してくれたので大変分かりやすいところもありましたし、裁判官の方から、分からないことがあったら何でも聞いて質問してくださいと言われていたので、弁護側、検察側の主張が終わった後、休憩時間のときに、今の説明で何か質問はありますかと聞かれたときには、素直にそれを聞いてみたいですし、あれを聞いてみたいですしというところ、裁判長が許可してくれたので、割と自分が分からない、疑問に思ったことを聞いてみたいところを比較的聞けたので、大変やりやすい裁判員でした。

ただ、証拠はこれが挙がりましたよという説明があったときに、裁判員裁判をするに当たって、その証拠の性質を選ぶというのは、裁判の前の手続としてあるというのを聞いたんですけども、ただその手続の中の証拠の中に、

変な言い方ですけど、私から見て、逆にこれがその人を無罪にする、被告人を有利にする、また検察を有利にするところの証拠みたいなものはあるのかなという、ある意味裁判員というのは一般の素人の方が見たときに、これをどう思うかという部分が多分あると思うので、その手続の段階での資料、証拠採用されたものとされてないものをちゃんと見比べる時間というか、機会があればいいなと、ちょっと個人的には感じました。

そんな感じです。

司会者

事件の内容としますと、アルコールによるせん妄という状態で事件を起こしたのかどうかというようなことで、お医者さんがお二人ぐらい証人で出られたことがあったかと思うんですけど、そのあたりで、かなり難しい判断ということはなかったでしょうか。

8 番

心神耗弱といいますか、酩酊状態、その判断をするところの2人の医師の判断がちょっと全然違ったので、その専門用語のどういう状況なのかというのは、私は分からなかったもので、2人のお医者さんに質問をして、A医師の言ってる説明と、B医師の言ってる説明、両方とも分かるんですけど、じゃ、そのとき被告人がそのどちらになってる状況が強いのかなという部分を判断するところがちょっと難しかったです。

ですので専門的な部分、例えば、お医者さんはやはり自分の誇りもあるだろうし、研究にも自信を持っていらっしゃるんで、はっきりした答えをちゃんと言ってくれて、それはAさんの言うことも分かる、Bさんのことも分かる、ただ本当に被告人が、そのときその状態に、どれだけどっちに近かったのかという部分が一番判断するのに迷いました。

司会者

ありがとうございました。

では、7番の方、お願いします。

7番

僕の担当したのは、先ほども申しましたように殺人事件だったんですけど、事件といっても単純にけんかして、片方が刃物を持ち出して相手を殺しちゃったという、すごいシンプルで、しかも1時間か2時間ぐらいの間のものの実証で、検察官の証明とかそういうのはすごい簡単というか、分かりやすかったんですけど、逆に言うと、弁護人のほうの誠意があんまり感じられなかったんですよ。

みんなとチームを組んで、一番最初に裁判員裁判の仲間と話したことは、どこかにでっち上げがあって、これは冤罪じゃないよねとみんなで相談しました。殺人事件だったもんですから。だから、一番最初は事実関係と、冤罪になり得ないことだけを一所懸命考えたんですけど、最終的には、みんな納得して、いい結論を出したような気がします。

やっぱりさっきは難しい裁判、あんまりやりたくないとは思いましたが、僕とすればやっぱりすごいいい経験をさせていただいたとは思っています。ただ、やっぱり一応僕たちが出した結論が、彼の人生をどういうふうに左右するかなとは、いつも考えてます。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

では、続けて6番の方、お願いします。

6番

私の担当させていただいた裁判というのが、割と事件的に単純な2つの事案の裁判だったんですけども、強盗傷害という形で内容としては非常に分かりやすいというか、もうそれは大体形としてそれ以上のものでも何でもないという格好で、問題点をどこまで持っていくかという話ではなくて、この人

が一体どのぐらいの、最終的に刑になるんだらうというところを、みんななどんどんそちらのほうに話がいつてしまうというような感じのところ若干あったと思うわけなんですけども、そういう意味では、裁判員裁判でやってみて、さほど難しい裁判ではなかったんじゃないかなとは思ってます。

一番怖かったのは殺人事件であると嫌だなというのが現実にあったんですけども、強盗傷害という格好だったもんですから、裁判そのものに関してはさほど問題もなく、うまくいったんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございました。

6番の方の経験された事件でも、共謀がいつ成立したかとか、顔面をけがさせたのは被告人だったかどうかとか、そういう幾つかの争いみたいなのはあったんですね。そこは、余り重要には思われなかったという感じでしょうか。

6番

そうですね。現実に完全に強盗傷害であるということが分かってて、その後、要するに裁判員の方とか検事さん、その他の方にちょっといろいろお話を聞いたときに、これはどっちかといえば単純裁判のほうに近い形になるんで、この人が一体どのぐらいの刑になるかというのが問題になるんじゃないかねという話はちょっともらったんで、大体みんなそちらのほうに話が移行してしまうと。ですから、例えば、顔を誰が蹴ったんだとかという話に関しては、間違いなく誰かがやってるし、ないという話はなく、あるという話なんで、その部分ではみんなある程度納得をしながら。本当にその辺のところって、一番、裁判長と、それから検事さんと、それから弁護士さんが一番長い間やってたところだと思うんですけども、参加してる分に関しては、さほどそのことがそんなに重要なことになるのかなと、それよりも要するにこの人が今までやってきたことのほうがやっぱり問題になるんじゃないかな、と

という感じはみんな受けとめてました。

司会者

なるほど，ありがとうございました。

5 番の方，お願いします。

5 番

まずはいろいろな資料の御用意の仕方，あと裁判官の方々の細部にわたる御説明，この努力には敬意を表したいと思いました。やはりそのエネルギーは半端なものではない，多分もしかしたらこの制度が始まる前の倍の疲労感をお感じになっていらっしゃるのではないかと思うぐらいだったです。

ただ，それでも弁護側及び検察側，両側，実は不法領得の意思という学会でも比較的議論になるんだそうです。そうすると，お互いに自分達はたくさんバックボーンがあるからというプレゼンテーションをなさる，だからこういうふうに言われてるんだからみたいな形で我々のところに落ちてきてしまう。逆に言えば，実はこの裁判においてはそれを余りにも表に出した弁護側はむしろしくじりを演じたというふうな印象を，私自身は持ってはいるんですけれども，もっとかみ砕くか，事実関係の情報を出すか，やはり自分たちの主張に沿った情報しか提供しない。だけど，我々はいろんなイメージーションを出してしまう。そのギャップに対して，情報の欠落に対してすごいストレスを感じるんですね。

現場近くって，実はちょっと私の気に入った道路だったものですから。現場近くの道路によく行ってたので，現場を実は見に行ってしまうかと思っただぐらいの思い入れのあったのも事実でございます。

余りにも専門的な争点になりそうなものに関して，専門家としての見解をぶつけてくることは，裁判員裁判にとっては，両者にとって私は負けだと思えます。最後まで一般人の視線までおりない限り，裁判員からの結論は自分達のほうには導き出せないと，検察・弁護側両側はお思いになられたほうが

いいように思います。大上段に立たれて、あたかも権威制のもとに我々に対してプレッシャーを与えるようなプレゼンテーションをなさった弁護士さんがおいででしたが、ある意味で私自身は腹立ちを感じたのも事実でございました。

これはある種の裁判手法にもなってしまうと思うので、これ以上の話は無意味だとは思いますが、ちょっとそんなふうに感じました。大変なのは十分わかります。ただ、我々としては、何か欠落した情報に対して常にいら立ちを感じざるを得なかったというのが、今回の事件でございました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

4番の方、お願いします。

4番

総合的に言いますと、流れについては非常に分かりやすく、裁判官の方たちから説明を聞いてたり、休憩時間に。検察側の主張、それから弁護側の主張なんですが、特に感じたのは、検察側の方のプレゼンに対しての資料とかそういうものが非常に分かりやすく具体的に書いてあったのに比べて、弁護側のプレゼンの資料というのは、文字だけのものだったので、それはそれで理解はできるとは思うんですが、全般的に見まして、私達素人に伝わってくるものが若干少ないかなという印象でした。

私達いきなり裁判員に選ばれて、それで私達の場合は金曜日に選任を受けて、月曜日の法廷だったんですが、流れとすればそれでいいとは思いますが、私達いきなり法廷の裁判長以下裁判官の方達の横に座ってですね、何か高い席から物を見る角度で、初日というのは皆さんおっしゃられてたんですが、何か理解できないまま、何をメモとっていいのか分からない、そんな状況で、非常に第1日目を過ごすのが大変だったと。2日目ぐらいになりました。

て、検察側それから弁護側の主張等を聞いていまして、だんだん理解できてきたので、よかったんですけど、どうもその辺の最初の段階に入るところをもう少し何とかできたらなというのが、強い印象でした。

中で、後はちょっと耳なれない、テレビのドラマでしか出てこないような法医学とか、それから医学用語、そこら辺についてはやっぱり全く分からない部分があったんですが、裁判官の方でその辺に一つ詳しい方がおられたものですから、その辺でちょっと聞いたり、いろいろなことをしながら理解しつつ、やっぱり検察側のおっしゃっていることと、それから当然争いなので自分たちの主義主張という言い方しかしないとは思いますが、私達は皆さんの言ってることを1人1人のことを、素人なんで、疑いを持たずに信じてしまうというのが私達の、多分素人の欠点だと思います。公平に見れるかどうかというのは、少しずつ経験をしながら、本当に自分も公平に見た場合に、この人が有罪にできるのか、無罪にできるのか、その辺がかなりやっぱり難しいと思いました。

でも、流れとすれば、非常に裁判官の方たちの御苦労があったと思いますので、私達素人にも分かりやすくやってくれたので、非常にありがたかったのは総合的な印象です。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。

今、4番の方が経験された事件というのは、内妻の方に暴力を振るって、それでその結果、その脳の硬膜下血腫みたいなものができて、それで亡くなったということで、その硬膜下血腫というのが急性の暴力によるものなのか、昔からあったものなのかが、争われていたようですよね。その辺、初日に検察官や弁護人からプレゼンテーションがあったときに、そういう問題点は理解できない感じで1日目が終わってしまったという、そんな御印象ですか。

4番

ええ、そうですね、簡単に言えばそうなると思うんですが、初日というのは、全部がやっぱり初めてという経験なもんですから、私達素人に対して、もしできることならば、まず1日もしくは半日程度、私達素人がやるべき役目といたしますか、その辺が事件の内容に限らなくてもいいんで、かいつまんで教えていただければというものと、それから先ほど言った、専門的な用語ということになりますけど、それについてはやっぱり普段聞きなれないものと、それからやっぱり写真ですね、ちょっと先ほど問題提起にもありましたけど、解剖的なものとか、そういう専門的なものを見て、果たして暴力による原因の死なのかという、それを決めるのに、皆さん御苦労されていたと思いますし、私自身もそれを決めるに当たって、総合的に考えてしまうと、いいか悪いかというのはなかなか判断できなくて、裁判長の方がその辺のところをかみくだいておっしゃってくださったんで、1つ1つをかみくだいてその1つ1つを有罪か無罪かという結論を出しながら導き出していったものですから、その辺非常によかったと思ってます。

死因についての、そういうものについては、私も疑問で、結構法廷の場で質問させていただいたんですけど、検察側の調書の中で、とれなかった調書の問題とか、それを被告人の方が法廷の場で話したと、そういう意味では裁判の場での有意義さ、私には感じられました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

3番の方、お願いいたします。

3番

最初にこの事件の争点はここですという説明があったので、とても分かりやすかったです。それで出された資料も、素人に分かりやすく書いてあったので、この資料を理解するのはできるんですけども、被告人が宇宙人だっ

たので、すごく言ってることが分からなくて、その何を言ってるのかとか、そういったことを理解するのが、それをこの資料のどこにどういうふうに結びつくのかなとか、すごく書面とそれを結びつけたりするのが難しかったところがありました。

また最初は、素人なので聞き漏らしちゃいけないと思って、1日目と2日目はとにかく法廷での出来事を全部メモしてメモして、どっかで聞き漏らしちゃいけないなと思ってやったので、いただいた資料とそのメモしたこととで、裏のお部屋に戻ってからもう1回見直しをして、みんなで話をしながら、みんなで同じように共通に解釈ができてきたので、それでこういうのはどうということなんでしょうねと裁判官の方に聞くと、こういうことだよと教えてくださるので、すごく事件自体の全体の理解はできて、スムーズに事件の理解はできたと思います。

余り皆さんみたいに難しいこと言えないんですが、すみません。

司会者

どうもありがとうございました。

宇宙人というお話が出たのでちょっと補足して御説明すると、責任能力が争われている事件で、覚せい剤による妄想とか幻聴とかがある方の事件だったのですね。その方の妄想は、自分は宇宙人に子供のころ連れて来られていて、だから地球の人たちに差別を受けているので恨んでいるというような、そんな妄想に基づいて事件が起こったのかどうかというところが争いになっていたので、法廷の中で被告人が、どういう宇宙人だったかをいろいろ説明したりとかですね、そういうのがあったりするような事件でした。

お医者さんの証人尋問がありましたですね。

3番

ええ。

司会者

それは理解のしやすさというのはいかがでしたか。

3 番

とても分かりやすかったと思います。別に私は医学とか精神について詳しくないんですけども、お話を伺っていて、資料も出されていらっしやいましたし、資料を見ながら説明を伺って、とても分かりやすく、素人にも分かりやすくかみくだきながら、傍聴していらっしやる方にも多分よく分かったのではないかと思います。ただ、余りにも非日常的な出来事だったので、うちで御飯の支度をしてからここに来て、ギャップが余りにも大きかったです。

司会者

2 番の方，お願いします。

2 番

手続の流れは大体理解はできたんですけども，4 番の方とちょっとかなり似てるんですけども，調書がいっぱいあるんですけども，頭の中で一所懸命イメージするんですけど，これがなかなか難しかったです。また，メモは持って帰れないんですよ。そういったことがあって，もう一所懸命やるんですけど，なかなか理解するのが難しいというところがありました。

ただ日を追っていくうちに，皆さんの助けもあって，何とかついていけたんじゃないかなと思っております。

以上です。

司会者

登場人物もたくさんいて，いきさつもすごく複雑なような事件とお聞きしてるんですけども，その辺は最初の検察官なり弁護人の説明で，ある程度ストーリーみたいなのは頭に入ってくるという感じでしたでしょうか。それとも，もうさっぱり分からないという感じでしたでしょうか。そのあたりいかがですか。

2 番

最初自分で、もうこうだというふうに思っちゃってたのがですね、逆にもっと深いんだなというのに気づいてきたことがありました。

司会者

ありがとうございました。

1 番の方，お願いします。

1 番

流れとか資料の内容については、分かりやすかったので、理解できたんですが、担当した事件が強制わいせつだったということもあって、被害者が、実際に裁判所のほうに来て発言をされなかったもので、その部分でどういうふうに、どの程度の重症なのかというところが判断しづらかったというのがありました。

その辺も含めて、実際に負った傷害自体が精神的なものだったので、資料がもう少し、私的には量が欲しかったというのがあります。

あとは、そうですね、お医者様の意見もやっぱり出てきたんですけども、どうしても被害者が小さかったというのもあって、どうしても擁護されるような発言が多かったので、もう少し中立的な立場で話してほしかったというのはありました。

司会者

そういう傷害を負ったかどうかというところが問題だったんですね。それで、そのやっぱり日常生活なりがちょっとなかなかイメージとしては、理解しにくいようなことはありましたでしょうか。

1 番

そうですね、そのお医者様からは、活発な子が、こういう症状が出るはずはないというような内容が聞かれたんですけど、そういう何か決めつけみたいなものもどうなのかなとも思いましたし、そういう別にスポーツをやってなかるうが、そういう症状は出たりもするんじゃないかというのも、素人考え

ではありますけど、あったので。

あと、精神的な内容だったので、当人同士以外の人からの意見とかがもうちょっと資料としてあればよかったのかなと思いました。もうちょっと早く気づけたんじゃないか、何か月にも及ぶわいせつ事件だったので、もうちょっと早く誰かが気づいていた可能性もあったのではないかと思ったので、ほかの第三者のお友達ですとか、学校の先生だったりとか、何か話していたりとかがあったのではないかなとか、私たち裁判員の中にはそういう資料はなかったもので、そういうところをもし省かれていたのであれば、欲しかったというのはありました。

司会者

ありがとうございました。

いろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございました。

では、ここでちょっと当事者のほうから何か御質問される点があれば聞いていただきたいと思いますが、検察官からいかがでしょうか。

特によろしいですか。

弁護人からは。よろしいですか。

裁判所から何か。よろしいですか。

それでは、時間の関係もありますので、先に進ませていただきまして、評議の問題点というところをお聞きしていきたいと思います。

評議につきましては、評議の雰囲気はどうであったか、皆さん、御自分の意見を十分に言えたでしょうか。それから、評議の時間など、十分に足りたかとか、あるいは休憩などのとり方がどうだったかというようなこと。

それから、評議の中で裁判官からいろいろ手続とか事件の争点とか、法律の説明とか、いろいろあったかと思います。あるいは争いになっている概念と申しますか、責任能力といったような概念の説明などもあったかと思えますけれども、それらの説明など、理解できるものだったのか、あるいはちょ

っと分からなくて困ったなとかいうことがなかったか，そんな点をちょっとお聞きしたいと思います。

では，今度は1番の方から。

1番

評議についてですけれども，雰囲気は基本的に終始よかったと思います。ただ，内容が内容だっただけに，皆さんどうしても第三者からの目線というよりは，かわいそうというような見方をされる方が多かったので，その中で私は基本的に両方とも第三者の目線から見てしまっていたので，悪いことではないんですけれども，加害者の方，被害者の方の審理のときに出てきた資料を見比べて，でもこれは違うんじゃないかと言ったりとかもしてたんなんですけれども，なかなか内容によっては反対意見をちょっと言いづらいという部分もあったのかもしれないので。あと，裁判長が基本的に質問をしてくださってはいたんですが，一番最初だけでも，もう完全にあなたはどうでしたかという感じで1人1人聞いてくださるほうが，発言はしやすいかなというのは思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

2番の方，お願いします。

2番

評議に入る前とかの休憩時間のときなんか，裁判員の皆さんはかなり調書を読んだり，非常に勉強されているという感じで，一所懸命僕もついていったんですけども，そういうこともあって，評議の時間は大変充実しておりました。また，内容的に争うような，意見を争うという内容じゃないもんですから，そういう点では大変裁判官の方にかみくだいて丁寧な説明をしていただきましたので，大変充実して，いい評議ができたと思っております。

司会者

皆さん活発に意見は述べられていたという。

2 番

特に若い人が活発でしたね。

司会者

そうですか。

では、3 番の方、お願いします。

3 番

評議は、みんなが各自思っていることをみんな言えたと思います。それで、自分から進んで言う裁判員の方もいらっしゃいますけれども、控え目な方には、まだ発言の少ない方を裁判長から指名して、当ててくださるとちゃんと意見を述べたりということもあったので、その今話し合っている事柄について、必ず全員が発言に加わったので、誰かが言うと、いや、私はちょっと違うけど、こう思うんだけどという反対意見も出たですし、内容的にはきちんとそれぞれの意見を言って、その話が行われたと思います。

司会者

何かこういう点を、こう工夫してもらえればもうちょっとよかったのにと
思われる点というのはありますでしょうか。

3 番

すみません、特にないんですが、ちゃんとみんなが言いやすいような、発言をしやすいような雰囲気も、そこまでつくってくださっていたので、問題なく、みんなが思っていることを言えたと思います。

司会者

ありがとうございました。

4 番の方、お願いできますでしょうか。

4 番

私達の担当した裁判というのは、ちょっとややこしいというか、死因がどうであるかということがあったので、難しい点はあったんですけども、各自、皆さん意見は一通り言われたと思うんですけども。裁判員自身はその辺については、やっぱり分からないことが多いんですが、目線を変えてプロの法に携わる人たちとは全くまた別の角度から見る利点とかもありましたんで、そこら辺は有意義だったのではないかと考えています。

どうしても、裁判所に来てしまうと、堅苦しくなって、和やかとはいえども皆さん全員が知らない人ばかりなので、自分を囲ってしまう部分もあると思うんですけども、事件の内容が内容ただだけに、個々角度を変えて見る、それから核心に迫る部分の考えと、また全く別の考えをされる方もいますので、その辺、大変よかったと考えています。

それから、裁判官の方達にも非常によくしていただいて、昼食等も一緒に食べたり、それからそういう意味では世間話もちょっとしたりとか、そういう流れもあったので、非常に言いやすい雰囲気をつくってくれたと思ってます。ただ、評議室には、評議の問題というよりは、どちらかというところちょっと外れるかもしれませんが、皆さんやっぱり評議室に、軟禁という言葉まではいかなくても、出ないほうがいいんじゃないかという。

ちょうど私達のとくにある事件がありまして、別の部のほうでしたか、休憩時間にたばこを吸いに行かれた方が被告弁護側の人とちょっと言葉を交わされたという。評議の核心に迫る部分はなかったんですけども、雰囲気はどうでしたかという、ちょっと新聞沙汰になったんですね。

そういう点から言うと、私個人的には軟禁でもいいかなと、逆に、あんまり外に出て、皆さんのいっぱいいるところに行かれるほうが。ですから、今後される方は、その点ちょっと注意されたほうがいいような気がしました。

以上です。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございました。

では、ほとんど評議室の中でずっと過ごされたと。

4 番

いや、そのほうがかえって私はいいと思いますね。それは、トイレはだめだとかという問題ではないし、自由には動けるようにはなってはいますけど、そういう事件の話は細かく伝わってはこなかったんですが、後から新聞とテレビのニュースで知ることになりまして、裁判長がそのためにこういうことを流してくれたんだなというのが分かったんですけど。

司会者

5 番の方、お願いします。

5 番

評議については、私どもは7日間だったですから、ほとんどそれまでに随分多くの言葉をお互いに交わし合っていましたので、最後の評議はいい時間が過ごせたかと思っております。

裁判官の方って、法律なら法律、そういう何かよりどころがあることが、全ての始まりで、そこから絶対出ない人の集団だと、僕は誤解しておりました。ところが、私どもの裁判で、お三方おいでいただいたんですが、おのおの年代もキャラクターもきちんと違っていらっしやいまして、非常に我々にとっていい、いろんな見方なりいろいろな解説の仕方なりをしていただいたので、非常にそれはよかったかと思いました。

そういう意味で、裁判員の方々もいろいろな方と1週間過ごせたのもいい経験だったと思います。ただし、裁判員の抽選会に来てくださいと言われたときに、私の職業、実は自営業なものですから、主たる労働者が出ることによって経済活動がとまる場合は辞退理由になると言われておるんですけども、みんなに聞いてみると、どうもそういう理由で辞退した人が周りに結構いて、ただ裁判員に関しては、なるべく広い範囲からいろいろな人が集まる

のが本来の筋ではないかというのをつくづく感じさせていただきました。日ごろ、広い職種の方、いろんな階層の年齢の方と接するチャンスには、比較的私自身は恵まれている部類だとは思ってはいるんですが、それでも深い話をするチャンスはなかなかないですし、やはりそういったいろいろな目線がない限り裁判員制度というのは、もしかしたら成り立たないのかなという気がとてもいたしました。

その意味では、やはり辞退しやすい裁判員制度の問題点のほうを、私は問題視したほうがいいのかなと思いました。アメリカの駐在期間が長かった私の友人に、裁判員に当てられちゃったと言ったら、何、まだ日本でやってたの、それという話をするんですね。アメリカですと、職場でばいばいと裁判員になったから何日から来れないというのは、非常によくあることなんだそうです。ただ、日本では、まだそういう数がないといいでしょうか、社会的なコンセンサスが本当にでき上がっているのかも含めましてですね、やはり裁判官の方があれだけきちんと多様性のある人選をできるんだったら、裁判員もやはりそういう大前提は必要ではないのかなという。

日程的には非常に厳しいと思います。現実的には家庭においででの時間の都合のつきやすい方、あとは非管理職の方で、管理職に申し出たときに休みがとりやすい方、あとは主たる労働力でなくて代替の労働力の確保しやすい自営業の方でないと、裁判員として出てきにくいのが今の現状のような気がするんですが、何がしかの方法で辞退しないほう、一般的な認識をつくり上げるのが、もしかしたら次の段階かなと思いました。

私は、裁判員裁判は、今後絶対に日本にとって残さなければいけない、発展させなければいけない制度だということを、今回つくづく感じさせてもらったものですから、ちょっとそれを、細かい手順から言いますと、抽選会に来て、次の週から始まるんですね。私、1週間単位でスケジュールを決める仕事をしてるもんですから、そうすると、次の週から当たるかどうか分からな

いところもあけておかざるを得ないんですね。それは結構きつかったですね。ですから、もしかしたらもうちょっと、内容を伏せるなりしてインターバルを置くとかですね、そういう手法があってもいいのかなという気はいたしました。

たしか私は木曜日か金曜日に抽選会があって、次の週の火曜日からだったように思います。それだって、聞いたら確率で半分から3分の1だというお話だったものですから、そういうスケジュールの組める方というのは、そうおいそれとないし、それで集めるということは、そういう人しか集まらないという現実が裏にあるということですので、制度としてはやはりある種の欠陥というふうな指摘は、当然されても仕方がないのかなという気はいたしました。

ただ、いろんな多種多様の人達と1週間にわたって随分いろんな話をして、ある人の話を1週間にわたってずうっと聞き続けたのは、私の人生にとって最大の収穫だったように思っております。

以上でございます。

司会者

例えば、5番の方でいきますと、どのくらい前に選任の日があったら、もうちょっとやりやすいかなというような、その辺はいかがですか。

5番

やはり一般的には1週間じゃないでしょうかね。ただ、営業マンであれば、当然のようにルートなりを誰かにかわってもらわざるを得なくなるわけでしょうから、それが3日先とかいうのになるとなかなか難しいんじゃないかなという気はいたしましたね。1週間以上あれば。あとは本当に決まった状態で言うていただければ。おまえはもう決まったんだよと言っていただければ、しょうがないなと思って出てきますけど、3分の1くらいの確率ですねと言われると、じゃ、どうするんだよ、その先のスケジュール、つくっておくの

か、つくらないでおくのかと思いながら、結果的につくっておいて任命されましたので、無駄な時間は使いませんでしたですけど、計画停電のときに、計画停電に合わせて一所懸命準備してて、電気が消えなかったときをちょっと思い出してしまいました。

以上です。

司会者

審理4日間、評議3日間ぐらいですかね、1週間ぐらい。その長さというのは、何かお感じになることはありましたか。これはもうちょっと短くできるんじゃないとか、あるいはもっと長くても仕方ないとか、そのあたりはいかがですかね。

7番

もうちょっと僕達は時間が欲しかったですね、正直言って。それと、せっかく裁判員で選ばれたんだから、裁判員のチームだけの話の時間をもうちょっととって欲しかったですね。みんな、トイレに行くのも惜しんで一緒にディスカッションやってたんですけども、やっぱり人の人生左右すると思うと、ちょっと時間が足りないような気がしました。

以上です。

司会者

話し合いの中で、意見は活発に出るような、そういう雰囲気はありましたか。

7番

意見はものすごく出ました。で、若い人から、僕が一番年配だったんですけど、年齢の幅もありましたし、職業もすごい幅がありましたから、すごいおもしろいんですけど、まとまるのにちょっと時間が、最終的には強引に決めちゃったかなというところで終わりだと。

司会者

例えば、あとどのくらい話し合いの日数があればとかというのは、おありですか。

7 番

日数というより、チームで、あと3時間ぐらい余分に時間をくれたらなと思って。変な話なんですけど、裁判官がいないところで裁判員のチームだけの集約する時間があるといいなと思ってます。すみません。

司会者

ちょっとどきっとするような御意見ですけど。

香川裁判官、いかがですか、御感想は。裁判官抜きの評議を是非と。

香川裁判官

今、時間が足りないとおっしゃっていて、てっきり評議全体の時間がもうちょっと足りなかったという御趣旨かなと思って伺っていたものですから、裁判官がいないほうがいいというのはどういうことでしょうか、ちょっと心して次の評議に臨みたいと思います。

7 番

すみません、結局最後の結論を出すときに、裁判官のところに行くまでにチームで一応のところを結論が出せたらいいなと思ったんですよね。僕達の場合は、結局ある程度、失礼な言い方ですけど、裁判官の誘導みたいな感じで結論が、結局法律の素人ですから、こうだと言われると、そうかなとなつて、時間がないからそれで決まっちゃったんですけども、やっぱりチームとしてのみんなの話はこうだったなというふうに思いたかったです。すみませんね。

司会者

ありがとうございました。

6 番の方、お願いします。

6 番

評議に関してなんですけども、私の参加した裁判に関して、メンバーが非常に多彩な形というか、それで、そのおのおのが固まってしまった感じがあって、その2人、4人という固まった部分で話をして、それを一緒になって話をしてくるという話なんで、最後の話のときには裁判長のほうから、1人ずつこの裁判に関してはどのぐらいの量刑が必要なのかということで、1人ずつ言ってごらんないみたいな形で、1人ずつ全部最初に話をしたんです。そのときには、執行猶予というところが非常に多くて、それで裁判長も苦笑いしてたんですけども、実はこれは執行猶予というのではありません。というのは、これだけの数の事例が入ってしまってるんで、これは5年でしたっけ、執行猶予が可能な、何かこちらね。

司会者

3年ですよ。

6番

それ以上の刑になってしまってるところで、これだけでいくと。だから、それはちょっと無理なんですけどねという言い方だったんですよ。実は、弁護士さんのほうが、さかんに執行猶予の話をしてて、だから我々も執行猶予の話が出てくるんだと思ってたら、いや、最終的に聞いてみたら、どうもそれは無理だという話があって。最終的にはその刑になってしまったという形だったんで、ちょっと自分自身でもこれでよかったのかなという感じはしてるんですけど、みんなが決めたことだということで、それでいいんじゃないかなとは思ってます。

メンバーとしては、非常におもしろいメンバーで構成ができてたんじゃないかと思います、ということです。

司会者

それは、法律上執行猶予はつかないという事案だったのか、事実上難しいという事案だったんでしょうか、その辺は。

6 番

それはですね，全部の意見を聞いて，それをもう 1 回整理しますねという形で，順番順番に裁判長が整理してくれて，それで，実はこの本人に対しては最低でこれだけの刑の加算がありますと。加算があったんで，ここまでいったら執行猶予はありませんと。最初にそれを言ってもらったんで，それでみんなが，それで全部納得したと。

司会者

ああ，そういうことですか。わかりました。

執行猶予を御主張されたことがどうだったかという，そういうところあるんでしょうね。

6 番

弁護士さんが盛んに執行猶予，執行猶予という言い方をしてるもんだから，どうも我々はそういうふうにあったと思ってしまうもんで。だから，それだけの話だったんで，それは裁判のときによくある話ですと。要するに，裁判の構成の，つくり方そのもので，裁判所でどういう形で裁判を構成していくのかという話よりも，検事と弁護士さんとの話を，要するに討論というか，その 2 人の考え方を裁判はどう見るのかということが大切だと。で，それは無理ですとはっきり言われたんで。それは納得して。

司会者

わかりました。ありがとうございました。

8 番の方，お願いいたします。

8 番

私たちの評議は割とスムーズに行うことができました。一番最初は，第 1 日はやはり選ばれてその日の午後からすぐ裁判員裁判が始まったんですけど，評議室にそういう中で，先ほど言ったように裁判官が 3 人いらっしゃるんですけど，3 人ともずっと控え室というか，評議室にずっといてくれて，いい

意味ですっといってくれて、分からないことがあれば、先ほどの裁判どうでしたと言ってくれますし、それに素朴にわからないことを聞けば答えてくれましたし、あとメンバーもばらばらだったんで、それぞれいろんな意見が出ましたし、休憩時間もそれぞれ所用を済ましてくれば部屋に戻ってきて、裁判官の方も3人ともいらっしやったので、何かこの裁判じゃなくて、裁判とか何か質問があったら何でも聞いてくださいと言われたので、結構皆さん聞きたいことを聞いてたので、プライベートのことも聞いてますし、新婚の裁判官もいらっしやったので、いつもお昼一緒に食べてたんですけども、その方だけずっと愛妻弁当で、今日は何ですかとか言いながら、和気あいあいとやってたので、基本的に皆さん遠慮することなく、言いたいことを言っていました。だから、その分、すごい意思疎通もできたし、疑問はいろんなところで聞けたと思うし。

例えば、私の事件は放火だったので、まず放火が、やった人が云々じゃなくて、状況云々じゃなくて、ただ法律で放火は何年から何年の刑ですよと言われて、じゃ、実際にこの程度の放火の事件のときに、刑は何年の刑が言い渡された、こういうのがありますとずっといろいろと事例を引き出してきて、それを見せてくれて、その後、酩酊状態とかそういう部分があったので、その場合の執行猶予はどうなりますかという話になって、段階を踏んで説明してくれたので、すごい大変わかりやすかったです。

補充裁判員でしたっけ、3名ほどいらっしやいましたよね。その方も、法廷では後ろの席になってしまうんですけども、その評議のときはちゃんと同じテーブルというか、円卓みたいな形に並べたので、みんな言いたいことを、裁判員だけじゃなくて、その補充裁判員の方のほうも裁判官が話を振って意見を聞いてたので、割と比較的言いたいことで、最後に自分たちの意見でまとめていけました。

ただ、やはり実際に評決となったときに、本当にあの人は正常な判断がど

れだけできたのか，できなかったのかとか，賠償してないけど本当はどこかに，結婚はしてないけど一緒に住んでる夫婦，内縁関係の方がいらしたんですよ。ひょっとしたら内縁の関係の人がお金持ってるんじゃないかと，変な疑いを持ったりとかもしたんですけども，その辺でどういうふうに判断するか，執行猶予をつけていいか，つけていけないのかというところと，もしつけたのならどのぐらいの刑，つけないならどのぐらいと，その辺が一番最後で迷いましたね。

ただ，個人的には，裁判をして，評議，刑を決める段階での時間としては，個人的にはもう1日欲しかったなという気がしました。実際，裁判を受けて，今日でこれ最後，結審ですという話になって，じゃ，明日から評議に入りますと言われたときに，2日か3日ぐらいしかなかったのもうちょっと欲しかったなと。あと，もう1つ，裁判のときの証人尋問のときも，一応スケジュールでぼんぼんぼんと終わって，その中の質問じゃなくて，じゃ，そこで終わって，改めて証人を呼ぶことは大変なんでしょうけど，改めて何か聞くところありませんかという予備日の日が何かあったらいいのかなという感じはしました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

刑を決めるに当たって，量刑検索システムというようなことで，こういう例があります，こういう例がありますみたいなものを御紹介したりということはありませんよね。それは何かそういうのを見て少し参考になったのか，あるいはもうちょっと余りそういうのは参考にならなかったとか，そのあたりはいかがでしょうか。

8 番

量刑検索システムでいろんな，一番最初放火を見せてくれて，その放火の

刑で、最近はこんな傾向がありますよという、結果という、こういう判決が出てますというのを見せてもらって。で、逆にその放火だけじゃなくて、放火プラス何か、例えば人が死んでしまったとか何かあったときはどうなるんですかと。例えば、被害を与えた金額によってもまた刑が変わりますね。で、じゃこの刑を、例えば2,000万だったのを4,000万円にしたらどう、逆に私たちのほうから、こんだけ燃えちゃったらどうなんですか、1室だけじゃなくて、2階、3階とか、もっと広がったらどうなんですかと言うと、裁判官が、じゃ、ちょっと条件入れかえますとって、いろんなものを出してくれたので、逆によかったのかなと。例えば同じ案件だけで、この内容だったらこれですという、その同じレベルのものの判決だけ見せるんじゃないで、例えば、それにプラスアルファこれだけの被害があった、例えば1軒じゃなくて2軒燃やしちゃったとか、そうなった場合にはこうなりましたよと、そういう条件を変えていろんな、放火だけでも、放火の周りの条件を変えて見せてくれたことで、逆に、この人の刑ならこのぐらいになっていくんだろうなという参考にはなりました。だから、あれも私からすればすごいいいシステムだったと思います。

司会者

そうですか。

8 番

ただ、みんな裁判員のほうが、どうなのと聞いたので、いいので。あれが逆に裁判官の方が、これだったらこうだよ、こうだよとされちゃうと、変な誘導みたいになっちゃうのかなというところはちょっと感じました。

司会者

なるほど。ありがとうございました。

やはり最終的な刑を決める難しさというのは、随分皆さんも感じられたかと思えますけど、そのあたりでそれを決める過程の話し合いがどうだったか

という、そのあたりは何かいかがでしょうか。

1 番の方、いかがですか。

1 番

量刑の話では、今までの事件の量刑検索システム、私達の時も見せていただいたんですけども、内容的に余り合致するものがなくて。あとは、その件数が別々の方で何件かとかだったらあったんですけど、私の担当したものと、1人に対して半年とかの期間わいせつ行為があったというような内容だったので、それ単体で考えたらあんまり参考にはならなかったんですけど、逆に量刑が縮むとか、逆に長くなるというようなことも特になく、平等に考えなきゃいけないんだとも思いましたし、そういうのがあれば、やっぱり判断材料としては全く素人で何の事件も見ただことのない人からしたら、あるほうが決めやすいのかなとは思いました。

司会者

ありがとうございました。

2 番の方はいかがですか、その辺は。

2 番

私が受け持った事件は、登場人物が二十何人と大変多くて、既に刑が決まっている人もいました。裁判官のほうから、その人の、決まった尺度で考えてはいけないと言われたんですけども、どうしてもその人の刑が8年であつたら、いや、これは8年半だとか、どうしてもそっちにぶれてしまうというか、分からないんですね、ぱっと何年と言ってもですね。だから、その辺は刑を決めるのは難しいなと思いました。

司会者

なるほど。既に同じ事件についての共犯者の人たちの判決とかも、随分あったんですね。

2 番

2件です。

司会者

それは、証拠として出されていたということですか。

2番

はい。

司会者

そうですか。すべての共犯者の判決全てを参考にしたということではなく、2件だけという形ですね。

2番

そうですね、はい。

司会者

やっぱりそういうのが参考になったほうが、いいだろうという。

2番

漠然と決めるというのは大変難しいですよ。例えば、7年か8年か9年か10年かと言われても、尺度がないとですね。

司会者

はい、分かりました。

それでは、皆さんの御意見はこのぐらいにさせていただいて、ちょっと当事者のほうからの御質問等があれば聞きたいと思えますけれども、検察官のほうから何かありますでしょうか。よろしいですか。

弁護士会のほうからは。特によろしいですか。

裁判所からも、特によろしいですかね。

はい、分かりました。

それでは、最後になりますけれども、いろいろ貴重な御意見を既にいろいろお聞きしているところでして、まだちょっとお聞きしなければいけない点も本当は残っているところですが、時間の関係もありますので、最後

に今後の裁判員裁判に望む点，裁判所や検察官，弁護士さんに望むことでも結構ですし，裁判員裁判としてもうちちょっとここをこう改善してほしいという点，既にいろいろ御意見として出ている部分もありますが，小さなことでも結構ですので，こういう点を改善したらもうちょっとよくなるんじゃないかというような，そんな点がありましたら御意見としてお聞きしたいと思えます。

あるいは，これから裁判員になられる方に対して，こういう点を注意してもらったらいいんじゃないかなとか，そんなことでも結構です。

1番の方からお願いします。

1番

望むことに関して，裁判員みんな思ってたと思うんですけど，たまたまそのときの検察官の方が被告人に対して質問する場面があったんですけども，そのときに被告人の方が逮捕されたことに対しての精神的なお疲れかは分からないんですけども，なかなか質問に対して答えるのが遅れたりですとか，余り要領を得ない内容を返したりとかをしていたせいなのかは分からないんですけど，ちょっと検察官の方の言い方ですとかが威圧的だったりとか，ちょっといらいらしたような雰囲気が見てとれてしまったので，そういうところをもうちょっと改善できれば，見る側としてもいいのかなというのありました。

あと，これから裁判員になられる方へメッセージとしては，選任手続きのときにぱっと周りを見て思ったんですけども，あんまり若い方がいらっしやらないなという印象がすごく強かったので，確かに若い方だとお休みとりづらいとかあるのかもしれないんですけども，四，五十代以上の方ばかりの意見よりは，もっと年齢の若い人の意見も入れてみてもいいのかなと思ったので，そういう制度的に休みとかをとりやすくなればいいのかなというのがあります。

以上です。

司会者

はい，わかりました。

2 番の方，お願いします。

2 番

まず，これから裁判員になられる方へのメッセージということなんですけども，私の場合には既に定年退職しておりまして，サンデー毎日のような生活を送っているんですけども，就労者の方にとっては大変だと思うんですけども，これはとてもいい経験で，これからの人生にもプラスになると思います。したがいまして，この制度がある以上，周りの方の理解を得て，是非やっていただきたいと思っております。

冒頭に言ったんですけども，まだ本当にこの裁判員制度というのがよりよい裁判，僕たちが参加することで本当に役に立っているのかというのが，実はよく分からないんですね。私自身はとってもいい経験をしたというのは，これはもうはっきり言えるんですけども，いろんな負担もありますし，どうしてもその辺が1つ疑問に思っております。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

では，3 番の方，お願いできますでしょうか。

3 番

休みを長期間，突然，もしかしたらとるけれど，もしかしたらとらないと会社に言っておくというのは，それも一部の人にしか言ってなかったもので，大体海外旅行に行っていたと思われていて，お土産ちょうだいとか言われました。しかも月末だったので，内緒で月末8日間も，9日間も休んだら，土日を入れれば10日間近く休んでいたもので，海外旅行でヨーロッパに行って

きたのなんて言われちゃったんですけれども、私の会社の場合は特別休暇というのがあったからいいんですけれども、一緒に裁判員やった人の中には、パートさんの人がいて、これでパートを休んで有給は出ても、こちらから何がし出たとしても、ちょっと収入が欠けてしまうとか、そういった方の生活の面も今後はどうなのか、どうするのかというのを1つ考えてあげないといけないのではないかと思います。

あと、皆さんすごく意見たくさんあって、すごいなと思うんですけれども、やっぱりテレビなんかでも出ているような、ストレスになっちゃうという方もいらっしゃるので、どうしても私はできませんという、そのできない人の、やりたくない人のできない理由が、私がいただいた書類には、小さい子供を養育しているとか、寝たきりの老人を見ているとか、結局断れなくて、会社の休みをとっちゃったので来たんですけれども、事件的にはもうちょっと余り被告人も被害者もかわいそうだったので、ちょっと残りましたけれども、事件の内容、どういう内容かというのも、うまく言えないんですが、みんな事件なのですごく大変なんですけれども、裁判員が選ぶということではなくて、何かとにかく私は絶対無理という方には、しなくてもいいような、他の事件とか何か別の方法を考えてもらえるといいなと思います。うまく言えないですけど。

すごく裁判所で皆さんに気を使っていたいて、過ごしたと思います。

司会者

そういう精神的にストレスを感じるというようなことを理由に裁判員を断れるということがあってもいいんじゃないかということですかね。

3番

ただ、全員がそれを言ってしまったらだめだと思うので、それを測定するものは必要と思うんですけれども、何か基準がないと、私は無理だからと言われても。それだけではいけないと思いますが、何かないとストレスを感じ

てしまって、あとで病気になってしまうとか。私も包丁を持った男に追いか
けられる夢をしばらく見たので、やっぱりそういうのは誰でも残るかなと。
日常歩いてて、もしかしてこの人に急に刺されたらどうしようとか、やっぱ
り思った時期もありますので。だけど、とりあえず自分が生きているうちは
この人は出てこないだろうって安心感が、とりあえず日常の生活はしている
わけですけども、これが割と自分たちが決めた期限が軽くなってしまって、
出てきて世の中ですれ違ったときに、もし自分があのとき裁判員やってたと
わかったら、逆恨みされるんじゃないかとかいろいろ思いました。

全然話がそれてしまいましたが、なので、何か断れる理由が選択できれば
と思います。

司会者

ちょっと事件としても凄惨な事件のようなところもありますけれどもね。あ
りがとうございました。

4番の方、いかがでしたか。

4番

裁判官の皆さん、検察官、それから弁護士の方達に望むこととしては、
我々全くの素人だということを理解した上で、当然かなりの裁判員制度に対
しての量負担はあると思うんですが、こういう制度があるということで、仕
方がないことなんです、分かりやすくするというのの難しさというのはか
なりあるとは思いますが、どうしたら分かりやすく裁判員に理解できるか
という点で、文字よりも図解のほうがいいのかなという、素人的にそう思い
ました。

私の扱った事件では、図解式とそれから図に基づくものと、被告弁護側の
人達はどちらかというと文字が多かったものですから、文字が多いというこ
とになると、それを読みながら理解する能力が私にはちょっと欠けるもんで
すから、その辺でちょっと御理解いただいて、苦勞も少し願ったほうがいい

のかなという気がします。その辺負担は大きいんでしょうけども。

今後のメッセージについてなんですが、私も個人的に19日間だったと思うんですけど、そういうこともありまして、上司とそれ以降不仲になりまして、あんまりいい状況が続かないまま、もう1年も過ぎてしまったんですが、首にならないだけまだいいとは思いますが、そういうこともありまして、やっぱりもうちょっと理解といいますか、PRをしたほうがいいような気がします。

私も周囲の方にそういう経験をしたと言ったら、お気の毒にと言われたことがあるんですよ。私自身は、個人的にはすごくいい経験もしましたし、今後の糧にもなったんで、私個人的にはすごくいいんですが、まだまだそういうことを思っている方というのはたくさんいるんですね。で、私の周囲には、本当にいないんですよ、私だけということもありまして。それなもんですから、中には理解してくれて、すごく好意的にいろんな話を持ちかけてくれる人もいれば、逆にそれをやったから、おまえは裁判官になれるわけじゃないんだというようなことを言われる方もいますので。

それと、周りの方がおっしゃっていることを聞いたことあるんですが、裁判官の方に誘導されるとかという勘違いをされている方って結構いるんですね。我々素人なので、参加してても、おまえらにはどっちみち分からないんだから、どっちみちプロがいるんだから、プロに誘導されるんじゃないかという、ただ制度だけの意味のものではないかという理解をされている方が結構いるもんですから、その辺について、PRができて、皆さんご苦労なんでしょうけども、何かそういうアピールができるものがあればと思ってます。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

裁判所のほうのPR活動というのも、ちょっとまだ十分ではないところも

あろうかと思しますので、またこの点検討して考えていきたいと思ひます。
ありがとうございました。

5番の方、いかがでしょうか。

5番

関係者の方々は本当に大変な制度ができちゃったと思ひていらっしゃるんじゃないかと思ひますし、これが年を経れば経るだけ荷が重くなつていくような気が、私自身はしてますので、もしかしたら、やはり司法試験合格者は多くなくちゃもうだめで、裁判官を二段構えにするとかですね、検事の方も二段構えにするとかですね、弁護士の方も二段構えにして、弁護士調査員とかという資格でもいっそつくるかですね。そういう形をとつても、この制度は維持させるべき制度かなとは思ひました。

大変な資料つくるのが大変なのは重々わかるんですが、要するに選択された情報でしかないんですね。だから、言葉で表現するというのは、意図的なものしか与えられないんです。それが写真になつたとしても、それはまだ三次元でもないし、その裏側も見えないし、周囲も見えないんですね。だけど、今ムービーで撮つて、ムービーでプレゼンテーションをするのはもう当たり前前の世の中になつてるんですね。このギャップに対してどう認識するか。もちろん弁護士側、検察側、自分達の論理展開にとっては非常に難しくなる、穴がいっぱいできるかもしれないし、ほころびも見せなきゃいけない。だけど、これは見せなきゃいけないんですね。だから、限られた情報の中で結論を出そうとするのは、それはもう論理の展開ではないと思われたほうがいい時代に突入するんじゃないかと、私は思ひます。

だから、なるべくオープンな形の一般化された情報として提供したものを、判断させるといふ、そういう形態ができてこないと、もしかしたらこれからの時代は生き残れなくなるのではないかなという気がします。

あとは、ぜひ裁判員を誰もが引き受けていただけるような社会をつくる、

そのために差し当たっていかがでしょう、政府広報のCMでも打ってしまうというのは。裁判員経験者の方の談話か何かを入れるのも手でしょうし、余りにも知らな過ぎる、要するにイメージだけ先行してしまっていて、余りにも現実を知らな過ぎるか、現実を知らせなさ過ぎてきているような気がいたしました。多摩地区でまだ1,000人そこそこですから、少ないというのもあるんだと思います。10年経てばまた状況は変わると思うんですけども、私の周りはいかにして辞退するかに腐心する話しか出ておりませんので、なるべく多くの階層の方が気安く引き受けられるようなシステム構築をお願いしたいと思います。その努力を是非たゆまなくやっていただきたいと思えます。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

ムービーの問題、それから誰もが参加できるような問題、いずれも重要な課題をいただいたかと思えますので、ムービーの問題はちょっと難しく、まだよくわからないところもありますが、また考えていきたいと思えます。

では、6番の方、お願いします。

6番

私の場合、実は何とかうまく断る方法はないかと思って、やってたんですけども、条件が幾つか出てきて、その条件を全部よく読んでみると一つも断りようがなかったということで、もう仕方がないから行ってという形だったのが、今度は逆に抽せんで選ばれてしまったという形で、抽せんで選ばれたらもうやらなきゃいけないと。

そのときに、自分自身で何をどういうふうに考えればいいのかということちょっと考えてみたんですけども、これは最後のところのこれから裁判員になれる方へのメッセージということでお話しさせていただければと思

うんですけども、もう単純なことで、素直に、要するに裁判員になって、その事件を素直に見ると、それが一番いい方法なのかもしれないと。そうすると、自然と自分自身がその中に入っていけて、よく考えてみたらいつの間にか終わっていたという格好になりますよというのが、これからの人達にお話をさせていただきたいと。

現実に自分自身で、いまだにもし断れるんだったらば、例えば、僕の場合、たまたまでよかったんですけども、殺人に関する事項に関しては、絶対にやりたくないなと思ったんですよ。それは、ストレスの話もあると思うんですけども、それ以前の問題というので、人が人を殺傷してしまうということに関して、僕自身が非常に怖い感じがしちゃう。要するにそれだけは絶対に人間がしちゃいけないということで、それを自分自身が裁判員で裁判をする格好になると、この人は極刑だとどんと言ってしまう可能性が出てしまうと。だから、自分自身が少しそういう意味では怖いかなという形の部分もありますので、絶対にそれだけはやりたくなかったなと。で、うまく僕の場合は殺人というところからは外れた部分で裁判をやらせてもらったんで、助かったなとは思ってます。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

7番の方、お願いします。

7番

自分はいいい経験をさせてもらって、こう言っちゃ申しわけないんですけど、裁判員裁判は僕たち素人にはとても負担だと思います。どうせいろんな予算を使うんだったら、もう裁判官をもっと今の3倍も4倍も増やして、プロを養成して欲しいと思います。

僕達と一緒にやった裁判官たちは、1人が400も500も案件を抱えて

いるらしいんですよね。その上，僕たちの面倒を見ながら，これ制度を維持して行くのは，どこかでやっぱり冤罪みたいなことが起こるんじゃないかなと，僕は不安に思います。

すみません，以上です。

司会者

ありがとうございました。

7番の方の感じられた，一番裁判員としての負担の大きさというのは，どのあたりが一番大きかったんでしょうか。差し支えなければ。

7番

やっぱり僕の担当したのは単純な殺人だったんですけども，僕達年取っていると，大概ものを許し合うようになってるから，この人は軽くていいんじゃないかなと思っちゃうし，そこまで差があるとすると，素人で難しいかなと本当に思いました。

司会者

ありがとうございました。

最後，8番の方，お願いします。

8番

私は裁判員裁判は続けて欲しいなと。何年か，3年経ったんですけど，結構新聞なんかでもいろんな裁判員をやった方にアンケートをとったり，表なんかとか，そういうのを幾つか見たんですけど，私個人的にはこの裁判員裁判は続けていて欲しいんですけど。ただ，最初のほうで言いましたけど，やはり仕事とかがあると，休むことの問題，周りの理解というのが必要になってきますので，そういう仕組みづくりというのをもう少し裁判所，また検察庁，そういうところが，非常に変な言い方ですけど，国に対してもっとこうしてくれという，こうしろみたいな感じで積極的にアピールして欲しいなと思うので。

あと、証拠なんかもそうですけど、取り調べもそうなんですけど、日本の裁判って、起訴されると99%でしたか、有罪になるという、変な言い方で検察有利な状態になっているという部分があるんです。その前に警察がいて、警察がいろんな科学的捜査して、証拠を挙げてきて、検察が起訴するという形になってるとか、そういう部分が仕方ないのかもしれないけれども、逆にその証拠とかそういう科学的なものを出すときに、変な言い方、弁護士からもその同じ機関を使って証拠を立証するなりできればいいのかなと。変な言い方ですけど、実際、裁判で警察、検察から出した証拠の機関と、弁護側が出す機関とが実際違って、その信憑性というのが問われて、私もアルコールの事件で、心神耗弱とかそういう部分でA先生とB先生で言ってる意味が違って、それをどう判断するかとちょっと悩みましたので、その辺を同じ機関を使って、弁護側、検察側がその証拠なり物証を立証できる形もあつたらいいのかなと思うところがありますし。今、検察ですと、可視化という問題がすごい出てて、それは警察もかかわってると思うんですけども、実際この間のニュースではこの報道に左右されているのか知りませんが、ちょっと後退したみたいなのがあるので、可視化したものを何でもかんでも、誰でも見せればいいのかということじゃなくて、必要ならばそこを見せていく、裁判で必要だったら出てくる、見せて欲しいと言ったらそれを出せるという部分を、取り調べの仕方とかも、昔の頭じゃなくて、今メディアとか映像というのがすごい決め手になってきている部分があるので、その辺、検察側も弁護側も有効に使えるという形で、少し映像を使うことに合わせた物証とか、そういう立証の仕方をやってくれたらいいなと、個人的には思います。

あと、これから裁判員裁判を受けられる方に関しては、先ほどちょっと言いました職場で、私はやりたくないなという人がいたんだけど、絶対やれとは言わないですけども、来たら受けてほしいなと、そこはすごく思います。と言いながらも実際、じゃ、私が裁判員に選ばれて、最初に職場に否応なし

にこういうことになりましたという報告をしましたけども、その後、誰に言ったかなと考えたときに、終わってから上司にこんな裁判員やってたんだよという話をして、それから偶然友達に、裁判員が終わって職場のほうに判決を出した日に職場に戻ったときに、たまたま友達に会って、何でいまごろここにいるのと言われて、ちょっと今裁判所へと濁してたんですが、そしたら裁判員やってたんだといったら、ああ、いるんだ、そういう人という言い方をされて、何か変な言い方ですけど、すごいと言われたんで、ちょっとそのすごいってどういう意味なんだろうとちょっと思った部分もあるんですけど、それだけ裁判員って、他人事になっちゃってるのかなと言える部分がありました。

あと、それで実際、最近誰に話したかなと、去年の夏、キャンプした仲間、に、こういうことあったよね、ここでやったんだという話したときに、実際数えてたときに片手で十分足りてしまうぐらいしかしゃべれてなかったの、やはり言えないという、守秘義務ってありますよね、案内が来たときにも、裁判員に選ばれたと言っちゃいけません。でも、終わってくると、内容も言っちゃいけませんというのも結構多くて、終わってからは、裁判員の広報活動じゃないけど、皆さんに言ってくださいという部分を言われて、じゃ、どこまでが言えて、言っちゃいけないのと、そのなった段階、候補になりました、裁判員やってます、終わりましたという、その段階ではもうアピールという言い方はおかしいんですけど、こうだよという、言える部分の許容範囲というか、それがちょっと、もう少しオープンにして。ただ、誰がこうだったというのは、裁判員の1番さんがこうだったというのはまずいかもありませんけど、例えば、何対何で裁判員が判決前に裁判官が1人でなったんだよとか、2人でなったんだよとか、そういうある程度言える余裕、自由に言える部分をつくって欲しいなと思います。

先ほど、4番の方でしたか、誘導されてとみんな思っていると、裁判員が

裁判官にという，そういうところがあるので，やはりこっちもこうだよと，中身を実態を素直にある程度言える部分を言っとかないと，やはり周りが理解できないとか，浸透できないなど，それは思いました。

以上でございます。

司会者

ありがとうございました。

確かに守秘義務の御説明というのは，裁判員になられるときにちょっと御説明していますけれど，終わってから，これで裁判が終わりました，これでどうぞお帰りくださいというときに，もうちょっと説明があったほうがいいかもしれないですね。これから先，どこまでしゃべってもいいのかというようなことですね。

ちょっと考えたいと思います。どうもありがとうございました。

大体御意見を聞く時間がつきてきてしまいましたので，検察官，弁護士，あるいは裁判官から，どうしても最後に聞いておきたいというようなことがありましたら，何かお聞きいただけますか。よろしいですか。

それでは，報道機関のほうからのご質問を受けたいと思います。

A社

今日はお疲れ様でした。

質問が2点あるんですけども，1点目が，先日，飲食店経営の男性を殺害したということで強盗殺人罪などに問われた被告人に対して，東京高裁が一審の裁判員裁判の死刑判決を破棄して，無期懲役とする判決を言い渡しました。これは1例なんですけども，一審の裁判員裁判と異なる判断を上級審で裁判所が出すことについては，どのような御意見を持たれるかということをお聞きしたいというのが1つ目の質問になります。

もう1点目が，先ほど，裁判員の方もおっしゃったと思うんですけども，福島県で裁判員の経験者の方がストレス障害になったということで，国

に損害賠償を求めて提訴する事案がありましたが、実際、裁判員を経験されて、精神的負担はどのようなものがあったのかというのと、その軽減のためにこういう制度があったらいいのではないかという何かご提案などありましたら教えてください。

司会者

これは皆さんお一人ずつお聞きしたほうがいいですか。

A社

一応、一通り理由を伺っても。

司会者

2つの点ということで、1番の方からお願いできますか。

1番

1つ目の、東京高裁がやったのを変える、確かに自分達が考えたのは、じゃ、何だったんだろうとは思いますが、実際そういう判断をする専門の人達が、やっぱりこうじゃないかと思って変えたのであれば、いいとは思いますが、どうして裁判員の人たちが話し合った結果から変わったのかの詳細が欲しいというのはありますね。せっかく一般の人から募った意見というのを変えてまでの何かがあったということでしょうし、それじゃ、結局裁判員の意味があるかなというのもあるので、詳細が欲しいというのがありますね。

あとストレス障害の精神的負担という点では、私も内容が内容ただけに、加害者に似た男性が苦手になったというのもあるんですけども、私個人からしたら、自己責任なのかなというところも、他の方もおっしゃったように、殺人とかはどうしても嫌だという気持ちに多分、自分でわかると思うんですよね。血が苦手だったら、そういう事件もやっぱりできないと思うでしょうし、そういうのはやっぱり避けられる何かがあれば一番いいのかなとは思いますが。

司会者

ありがとうございました。

2番の方、お願いします。

2番

最初の質問ですけども、それはそれで正しいと思います。必ず一致するといふのであれば、上級審は要らないんじゃないかと思えますから、それはそれで正しいと思います。

次の質問なんですけれども、自分が担当したのでは、全くありませんでしたので、ちょっと答えることができません。

司会者

3番の方はいかがでしょうか。

3番

最初の質問は、やはり裁判員は素人ですけども、それなりの時間をかけて裁判長以下皆さんと考えに考えて出した結論が、上告されたんですよね、それで判決が変わるといふのは、そのとき裁判員だった方は多分納得いかないんじゃないかと思えます。だって、死刑判決なんていふのは、かなり相当な決意をしてみんなで決めたことでしょうから、それが覆っては、相当裁判員の人たちも納得いかないのではないかと思います。やはり、なぜそういうふうに変ったのかといふのは、知りたい、どういうところで変わったかといふのは、当事者だったら知りたいなとは思っています。

それと2つ目のストレスのことなんですけれども、私も被告人側も被害者側も本当にかわいそう、どちらもかわいそうだと思うので、それを話し合っただけで考えていくと、本当に泣いてしまうんですけど、それが自分のせいと言われても、それもどうかと思うんですが、だからやっぱり裁判員の制度を引き受けるときに、こういう事件は申しわけないけど無理という、その逃げられる道をつくってあげれば、こういったことにならないんじゃないかと思えます。

だから、私も今現状で裁判員制度が本当に日本に必要なのかと言われると、ちょっと分からないところが正直あって、こうやって素人で寄っている知恵を出し合って、でも、なんとなくこれって終わってから見ると、外科の先生が大手術をするのに、どういう方針でやったらいいと思うと素人に聞かれているような気がするよと自分で思いましたので、本当にもう1度、どういう方針で国が裁判員というのをやっていくのかというのは、考えて、取り入れるなら取り入れるで、5番さんみたいに絶対これは外してはならないとおっしゃる方もいらっしゃるので、皆さんで意見ありますから、取り入れるなら取り入れるで、絶対無理という方もやっぱりこういう弱い方もいらっしゃると思うので、その方が被害を受けないような、被害というですかね、ストレスにならないような何か手を打ったほうがいいと思います。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

4番の方、お願いします。

4番

1つ目の質問についてなんですが、全く今まで言われたのと同じで、上級審で変わるということは、多分ニュースとか、私達もニュースとかいろんなものを見ている中で、あると思うんで、その上級審のときに出た証拠が、また第一審のときと違ったものがあったのかもしれないという、そういう憶測で私達、多分裁判員やられた方は思うと思うんですね。ですから、2番と3番の方が言われたように、できるかできないかは別としても、知らせてもらえればというようなところも、ちょっとした理由だけでも、思います。

もう1つのストレス障害なんですが、私達の案件についても、解剖の写真だとか、法医学者が出てきたり、生々しい解剖の写真を見たんですけども、そのときに裁判官の方たちも、女性もいましたので、どうしても見れないと

いう方は見なくても結構ですという，そういう優しい言葉もかけていただいたので，そういう点については非常にありがたいと思ってます。そうでないと，多分その場に行くまでその写真というのは出てこないわけですから，その時点で，その写真を見るか見ないかの判断を自分でできるようなシステムといいますか，それを冒頭にでも言ってもらえれば，多分見ないで済むこともあるかもしれないし。

見なかったことによって，じゃ，判断できるのかという問題もあるんですけど，それについては，その人が見なかったということによる判断の間違いというのは，少ないと思いますので。

私は，個人的にその写真というのは，いまだにやっぱり脳裏に残っていますし，今後も多分残っていくでしょう。でも，私達も社会人として，いろいろな事故だとか，私の肉親だとかいうものの手術だとかいうのも見てますから，決して全く見ないで済むような話ではないので。ただ，やっぱり個人個人の考え方と受けとめ方が違いますので，どうしても見れないという人については，見なくてもいいよという公な言葉があったほうがいいと思います。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

5番の方，よろしくお願いします。

5番

私不勉強なので，どういう事情があって，一審を破棄したかについて情報として知らないものですから。裁判制度が最高裁まで順番にある以上，上級審で破棄される可能性というのはゼロとは当然言えないわけで，それなりに理由があるからということだとは思いますが。

ただ，以前，前にもございましたが，私自身としても上級裁判所でもし我々の出した結果に対して，棄却されるのであれば，せめて主文くらい見た

いなというのが偽らざる心境です。少なくともそれくらいの労力と知性と、いろんなものを注いだつもりではいるものですから、制度としては、やはりもし上級審で棄却されるのであれば、やっぱり知りたいですね。

現実的には上級審の結果というのは、我々知る余地がほとんど、新聞の端から端まで読んでたとしても、ちょっと難しいと思うんですね。365枚、ずっと読んでるとしても難しいような気もするので、できたらそれを制度化していただけると嬉しいなと思いました。

やはりその現場で、こういったプレゼンテーションをする側が、場合によっては、こういう写真を出しますと言ってから出す、それで、それに対してだめな人は目を背けるかと思えます。ただ、私自身、職業柄ご親族が身元を確認できない状況の者の身元の確認を年に数例やらせていただけてますものですから、やはり見るまではやっぱり心は揺れますが、見始めると、もうあとは職業的な見方しかしませんので、私自身は何事もなくその状況を見ることはできますので、ある種訓練なのかもしれませんし。

ただ、やはりだめな人にとっては限りなくだめなんでしょうから、それは避けて通れる道はやはり用意するべき。ただ、その人はその情報を持たなくて結論を出すわけですからね、だから殺された悲惨さを見ずに、どれくらい殺された様が悲惨かが最後の量刑の段階で、もし問題になったら、見なかった人の発言は重さが軽くなるというふうにしかとれないのかもしれない。

ただ、最後の審議というのは、評議については思いのほかザックバランに行われてますので、僕は、そういうふうな見方をした人がいたとしても、その人がきちんと評議の場で申告さえすれば、残った人達はそれを踏まえた形で何か結論が出そうな気がするんですけどね。それは裁判長の裁量で、現実的には、すぐにでもできそうな気はするんですが。

ちょっとすみません、私は何事もなく見れるほうの人間なので、申しわけないです、これ以上は語れません。以上です。

司会者

6 番の方，お願いいたします。

6 番

今，5 番の方がお話しになったような内容が大体言い尽くしてるんじゃないのかなという感じはしてますんで。あえて言うならば，裁判員裁判の問題に関しては，別々に考えていかないといけないのかなと思ったところがあるんです。というのは，これの次にまた高裁があって，その上にもう1つ最高裁があるという裁判の順番が決まってて，その裁判の決まり方というのは必ず上告をしないことには上に行けないと。上のほうも，だめなときはもうだめということで差し戻しにしてしまうということがあるんで，それが全部きちっと今裁判という形のもの，要するに1つの流れをきちっともうつくり上げている。ですから，その中に裁判員裁判を無理無理に突っ込んできてるんで，だから変な格好で，自分たちのせっかくやったのが，何となく報われてないみたいな。だけど，これは例えば，逆の話にして，もう1つ上の高裁に行ったときにしても，やっぱり死刑になったときにはどうなるのか，同じことじゃないかという話だったら，自分たちのやったことは正しいというような言い方になってしまうだけであって，その言い方って，あんまり正しくないなという感じがしてます。

というのが，要するに裁判の1つの流れをきちっと今までつくり上げてきたというのは非常に大切なことだし，それが一番いいことだと思ってるので，それをわざわざ裁判員裁判とひっかけるのはどうかなとは思ってます。

それと，ストレス障害に関しては，これは先ほどちらっと言ったように，僕はもう絶対に殺人の裁判だけはやりたくない。これだけは何が何でも逃げるだろうと。だけど，残念ながらこの裁判ですよという，要するに事例を最初に言ってくれないもんだから，裁判員裁判になってしまって，それで，はい，あなたの事件はこれですと出されるだけなんで，絶対，自分自身がそ

の意見を言おうにも言いようがないと。だから、何か紙にでも書かせていただいて、これだけは絶対にだめですと、私はそれ以外だったら受けますというような、何かそういうふうな手段が1つあるといいなという感じはしてま

す。

以上です。

7番

私は、すごくほっとしてます。正直、裁判員で出した結論と、こういうことがプロの方たちの結論があって当然だと思います。世の中にこういうチェックする機関があって、すごくいいと思います。

僕の担当したのは殺人事件でしたので、当然死体の切られた跡とか、顔が切られてめくれた写真とか、すごい歯をむき出した形相とかあって、そういう写真見せられましたけども、裁判長は、見たくない人は見なくていいとちゃんと伝えてくれましたよね。だから、1人の人がいて、私は弱いんだわなんて言ってたんだけど、その人は結局おそろおそろ見ちゃったらしいんですけど、見ないという選択肢、ちゃんとできるようにしてくれてるから、人の受け取り方はいろいろあるんでしょうけども、国を訴えるほうがちょっとおかしいような気もするんですけどね。その段階で自己責任できましたから。と思います。

すみません、終わります。

司会者

ありがとうございました。

8番の方。

8番

一審と上級審の判決が違ふところに関しては、私の場合は、被告側も検察側も上告しなかったもので、一審で確定したんですけども、ただニュースとかを見てて、裁判員裁判の判決が上級審で覆ったときに、その判決理由みたい

なものもこれも報道で聞いているんで、あれなのかもしれませんが、裁判判定を覆した違う判決を出したときに、裁判長が事実誤認があるという言い方をされているのを聞いたときには、ちょっと個人的にむっときましたね。やはり裁判員で、実際事実挙げられた証拠を自分たちで検討してやっけるのに、事実誤認という言い方は何かちょっと違うんじゃないかと、個人的に。ただ、三審制があつての日本の法律の裁判の形態をとっているんで、そこはやむを得ないのかなと、さっきから裁判員の方が言っていましたけど、本来違う意見だとむっと受けるけど、同じ判決だったらやっぱそうだよなと、自己満足に納得できるものなんで、そこはもう感情的な部分が入ってきてしまうところがあると思うんで、何とも言えないところはありますけれども、三審制があることは必要だと思います、それはいいと思います。

ストレスのほうなんですけども、放火だったので、人の残虐なシーンというのはない、ただ部屋が燃えてむちゃくちゃになっているとか、そういうものしか見てないので、ちょっと私はわからないんですけど、ただ裁判員やったことで、終わったときに、もし何かストレスあったらカウンセリングありますよというチラシをいただいたので、気を使っていただけてるんだなと思った部分は感じました。

ただ、それをどこで行ってやればいいのかなというのとはちょっとよく覚えてないんですけど、ただ、裁判員やった方は、変な言い方ですけど、どこの病院に行っても、ちょっと優遇されたカウンセリングが受けられますよみたいなチケットじゃないんですけど、ちょっとあればいいかなと。変な言い方ですけど、どこに行ったらいいのかわからない。あと、わざと変な心療内科で有名な都内の病院とかじゃなくて、自分たちの身近に住んでるところで行って、そういうカウンセリングができる部分がいつでもありますよと。あと逆に言えば、行政だったら役所の中に、無料の法律相談がありますけども、そういうところにもそういうカウンセリングみたいなのがあって、いつでも私は経験

者なんですとって、いただいたバッジを見せればある程度聞いてもらえるという、変な言い方。カウンセリングじゃなくて、愚痴をこぼせるだけでも随分違うと思うので、そういう制度があればいいかなと思いました。

以上です。

司会者

ありがとうございました。

最高裁判所のほうにお伝えできれば、お伝えしたいと思います。

A社

ありがとうございました。

司会者

よろしいですか。報道の方。

A社

はい、ありがとうございました。

司会者

じゃ、ちょっと時間が超過してしまいました。本日は大変長時間にわたって、裁判員経験者の皆さんから貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

運用面でどう改善していくかというような点からも、貴重なご意見をいただきましたし、そればかりでなくて、裁判員裁判の本質とか制度の意義といったものについてのご意見なども賜りまして、我々もいろいろ考えていかなきゃいけない点、随分あったかと思えます。

それから最後の裁判員経験者の方の精神的な負担といった問題も、今これから考えていくべき重要な課題だと思っておりますので、きょうの皆様方のご意見を参考にして、少しでもよりよい裁判員裁判の実現に向けて法曹関係者そろって努力していきたいと思っております。

本当に長時間ありがとうございました。きょうは以上で終了させていただ

きたいと思います。御苦勞様でした。

以 上